卯原内ダムインクライン設備等点検業務仕様書

（目的）

第1条　　本仕様書は、卯原内ダムインクライン設備等点検業務を委託するため、受託者の業務に必要な事項を定めるものである。

（施設名）

第2条　　施設の名称は次のとおりである。

(1) 施設名 ： 卯原内ダム内インクライン設備

(履行期間）

第3条　　履行期間は次のとおりである。

契約締結日より令和８年１１月２７日

（業務の履行）

第4条　　卯原内ダムインクライン設備等点検の受託業務を円滑に遂行するとともに、施設の適正な維持管理により、その機能を十分発揮させるため、契約書および本仕様書、基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル（ダム編）（平成7年1月 農林水産省構造改善局総務課施設管理室 監修）、施設機械工事等共通仕様書の制定について（平成29年3月30日 28農振第2215号）、その他関係書類に基づき受託業務を能率的、経済的かつ安全に履行しなければならない。

（機械設備等概要）

第5条　　主な設備等の概要は別紙 点検設備等一覧 のとおりである。

（業務内容）

第6条　　業務の内容は別紙 点検設備等一覧 のとおりである。

（業務工程）

第7条　(1)業務に際しては「業務計画書」を作成し委託者の承認を受け、業務終了後は「業務報告書」にて報告すること。

(2)受託者は機械類、設備等に異常若しくはその兆候を発見したときは、直ちに委託者に連絡して指示を受けるとともに、運転を中断することがないように適切な応急処置をとり、結果報告書を提出すること。

(3)受託者は大雨、台風等災害時及び施設機能に重大な支障が生じた場合に備え、緊急体制を委託者に届け出ること。

（業務責任者の選任）

第8条　　受託者は受託業務について業務責任者を選任し、書類にて速やかに市へ届け出なければならない。

（業務責任者の職務）

第9条　　業務責任者の職務は次の通りとする。

(1)現場の責任者として常に従業員の指揮、監督を行うこと。

(2)契約書、仕様書等により業務の目的、内容を十分に理解し、経済的かつ効果的に業務を遂行すること。

(3)常に状況を適格に把握し、緊急時には直ちに連絡対処すること。

(4)日常の業務執行状況を随時、業務担当職員に報告するとともに連絡協議を行うこと。

(5)適時、従業員の研修を行ない技術の向上・事故の防止に努めること。

（法令の遵守）

第10条　　受託者は業務の履行にあたり、労働関係法令を遵守するのはもちろんのこと、関係法令を遵守しなければならない。

（疑義事項）

第11条　本仕様書に明記されていない事項、疑義を生じた場合及び業務の遂行上不明な事項があった時は市と協議するものとする。

卯原内ダムインクライン点検設備等一覧

１．土砂吐ゲート（扉体・戸当り）

点検箇所	点検項目	点検内容
扉体	全般	清掃状態
		腐食状態
	構造全体	振動・異常音
		片吊り
		たわみ・変形
	主桁・縦桁	水抜穴
		たわみ・変形
	スキンプレート	変形
	溶接	われ
	サイドローラー	ローラーの回転
		腐食
		磨耗・損傷
	吊元および軸	磨耗・損傷
	水密ゴム	漏水
		劣化・損傷・変形・磨耗
	水密ゴム押え金具	変形
	水密ゴム押え ボルト・ナット	ゆるみ・脱落
		損傷・漏水
	各ボルト・ナット	ゆるみ・脱落
戸当り	全般	清掃状態
	水密ゴム当り面	腐食・損傷
		磨耗・損傷
	溶接	われ
	ボルト・ナット	ゆるみ・脱落

２．土砂吐ゲート（開閉装置）

点検項目	点検内容
全般	清掃状態
開閉器本体	過熱・音響・振動
	作動状態
	グリース質、量
開度計	盤内のくもり
	作動
スピンドル	ゴミ・異物の付着
	給油状態
	変形
	磨耗・損傷
スピンドルカバー	変形
	倒れ
架台	損傷
	変形
	われ
ボルト・ナット	ゆるみ・脱落
ユニハンドラー	損傷・変形
	エンジンの状態
	格納庫

３．ゲート塗装状況

点検箇所	詳細箇所	点検内容
土砂吐ゲート	開閉器架台 手摺	発錆 ふくれ 剥離 亀裂 脆化
取水口ゲート	手摺 タラップ 開閉器	発錆 ふくれ 剥離 亀裂 脆化
排砂ゲート	手摺 開閉器	発錆 ふくれ 剥離 亀裂 脆化
放流ゲート	手摺 開閉器	発錆 ふくれ 剥離 亀裂 脆化